

平成 26 年度

特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会

会 報 第 1 号



桜島

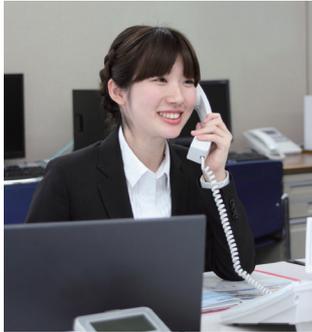
松葉口忠雄画



大宮第二公園から見る
さいたま新都心の高層ビル

平成 27 年 3 月

お客様のニーズに合わせた ビジネスソリューションをご提供します。



情報通信機器事業

ファクト

人材派遣事業

広告事業



株式会社ファクト
FACT CORPORATION LTD.

本社 〒170-6043 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 43F



理事長ご挨拶



理事長 竹之内 康一

皆様こんにちは、大変お忙しい中、NPO 法人さいたま市鹿児島県人会 26 年度総会のご案内を指し上げました所、多くのご来賓の皆様や会員の皆様の御臨席を賜り、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

故郷は遠きに有りて思うもの、遠ければ遠いほど帰りがたければ帰りがたいほど郷愁に駆られる今日この頃です。

こういう中、私共がこうして今、幸せをあげながら集い語らうことができているのは2つの大きな要因があると思います。

まず最初に感謝致したいことは数十年前、右も左もわからないまま、この埼玉の彩の国の地に出てきた田舎者の私共を暖かく迎えて下さり導いて下さった地元の人々のおかげであります。心よく我が会の顧問を引き受けて下さった清水さいたま市長、NPO 法人法案の生みの親である今井先生、又、無償で顧問弁護士を引き受けて下さった荒川先生をはじめ多くの地元の有志の皆様、改めて御礼申し上げます。

そして、もう1つの要因は、鹿児島というすばらしい故郷があり、誰もが尊敬してやまない西郷先生の教えがあったからだと思います。このすばらしき故郷のすばらしき教えを実行に移しながら私共を導いて下さってるのが、上部団体の埼玉県人会さらに270の単位県人会をまとめている関東鹿児島県人会連合会であります。

総会では、多くの尊敬して止まない先輩方の来賓を賜り心より感謝御礼申し上げます。

この2つの感謝の思いを忘れることなく社会に貢献していこうと生まれたのがこのNPO 法人さいたま市鹿児島県人会であります。まだ生まれたばかりの右も左もわからない会ではありますが、皆様方のこれまで以上の御指導、御協力ですべて頂きます様お願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、最後に皆様方のご健勝とこの会のますますの発展をご祈念申し上げますして私の挨拶と致します。

目次

祝 辞	4
事業計画・役員一覧	8
担当理事ご挨拶	9
定 款	12
活動報告	17

祝 辞

さいたま市長

清水 勇人

NPO法人さいたま市鹿児島県人会第2回総会並びに懇親会が盛大に開催されますことを、心からお祝い申し上げます。

皆様方には、日ごろより、さいたま市政の各般にわたり、ご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

私が政治を志した一つの契機が鹿児島県指宿市への訪問であり、いわば私の原点の一つとなっています。当時の風光明媚で、人と人との結びつきの強かったことを昨日のように思い出します。

私は、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」、「市民・企業から選ばれる都市」の実現に向けて取り組んでまいりますので、愛郷心の強い鹿児島県人の皆さんには、引き続き、さいたま市へも熱い心でご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さいたま市鹿児島県人会が更なる飛躍を遂げられますこと、ご参会の皆様方のご健勝でのご活躍をお祈り申し上げます。



祝 辞

関東鹿児島県人会連合会

会 長 内門 大行

第二回さいたま市鹿児島県人会総会おめでとうございます。昨年「NPO」法人、さいたま市鹿児島県人会が発足したことにたいし、恵心よりお祝いを申し上げます。関東鹿児島県人会連合会は、関東に二七十以上ある単位県人会の組織の協力により成立している会です。新たに、さいたま市鹿児島県人会が、関東鹿児島県人会連合会に正式に単位県人会として登録されました事に対し、心よりお礼を申し上げます。石の上にも三年という諺がありますが、単位県人会も発足して五年ぐらいがいちばん役員の方々のご苦労されると思います。竹之内理事長を中心に一致団結して、今後とも益々発展する事をご祈念申し上げます。本来なら出席をしてご祝辞を申し上げるべきところを、私用で出席できないのが残念ですが、書面によりご挨拶といたします。終りに、本日、ご出席のさいたま市鹿児島県人会の皆様方のご健康とご多幸をご祈念申し上げます。



祝 辞

関東鹿児島県人会連合会
幹事長 坂元隆也

さいたま市鹿児島県人会NPO法人設立総会開催おめでとうございます。
ここまでの設立に関する申請事務処理のご苦勞に対して頭が下がります。私ども関東鹿児島県人会連合会も本来ならNPO法人化した方が良いと思っておりますが、事務作業等の負担増等、組織が大きいだけに、各種変更及び事業項目の検討と色々整理しなくては成らない事が多くまだ手を付けられていないのが現状であります。
今後の検討課題とさせて頂きたく思っております。

さてふるさと鹿児島を同じ郷里に持つさいたま市在住のふるさと会として活動大いに期待いたしております。ぜひ鹿児島出身者のさいたま市での拠り所としての団体を作って行って下さい。

私ども連合会も同じ目的を持っております。愛の心を持って、単位県人会、そして会員の皆様の拠り所と成る県人連合会として明るく前向きに活動しております。

先般9月20日から薩摩半島の2泊3日で関東から30名現地50名総勢80名の旅行・懇親会を南さつま市、指宿市で行って参りました。日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市、指宿市の各市長さん以下各市の3役さんに参加頂き有意義な会が開催出来ました。

又10月4日(土)久しぶりの連合会主催でのゴルフコンペを茨城の石岡ゴルフ場にて総勢64名で楽しく行って参りました。さいたま市県人会の役員会員の皆様には大変お世話に成りました。

今後ともお互い協力し、継続し会員の為に頑張っていきましょう。

最後にさいたま市NPO法人の益々の発展と、会員の皆様のご健勝をお祈り致します。

本日は設立総会開催おめでとうございます。

平成26年10月17日



NPO さいたま市鹿児島県人会の設立を祝し ご活躍を期待致します！

関東屋久島会

会 長 岩川尚美 (鹿児島県人会連合会副幹事長
三郷市在住、埼玉県人歴40年)

栄えあるNPO県人会の設立を祝福申し上げます。数あるNPOの中で県人会は例が少ないと思いますが、目出度く設立までご着けられた竹ノ内理事長及び南副理事長始め関係者のご苦勞を労い、その類まれなご尽力に敬意を表します。

埼玉県は鹿児島県と関係が深いと言われますが、その発端は鎌倉時代に遡り、当時関東の豪族であった畠山一族が源頼朝の子息を担ぎ、薩摩征伐に乗り出し島津藩を起こしたと伝えられています。明治維新を成功させた島津藩の勢力は明治政府に大きく反映し、警察関係が有名ですが、鹿児島県から多くの人材が中央政府に登用され、その人脈が今日まで埼玉県在住者に継続されています。

さいたま市は県都として目覚ましい発展を遂げつつあり、この地で同胞出身者がNPO法人として会員一同一致団結して、公共奉仕等に取り組まれることは、この上なく喜ばしいことでもあります。

発足された同会が竹ノ内理事長を先頭に、活発なご活動を展開されますことを期待申し上げ、及ばずながら些かでもご協力出来ますれば幸いです。



祝 辞

鹿児島県東京事務所長

中 蘭 良 郎

特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会が、関係の皆様御尽力により設立され、本日、第1回の総会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

貴県人会が、鹿児島にゆかりのある方々とさいたま市民の皆様との交流の拠点として、また、ふるさと鹿児島情報の発信拠点として活動され、さいたま市の活性化やまちづくりなどに貢献されますことを御期待申し上げます。

さて、現在、我が国は、人口減少や超高齢化社会の到来など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。県では、こうした時代の状況変化に的確に対応するため、「新たな未来の創造“成長・安心・改革”」をキーワードに「かごしま将来ビジョン」等に基づき、「かみなぎる・かごしま」の実現に向け、各般の施策を進めています。来年には、国内最大の文化の祭典である「第30回国民文化祭かごしま2015（愛称：ひっとべ！かごしま国文祭）」を、平成30年には、明治維新から150周年を迎えることから様々なキャンペーン活動を、さらに、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年には、「第75回国民体育大会」を鹿児島県下全域で催すこととしております。また、「明治日本の産業革命遺産」として、鹿児島市の旧集成館機械工場（現尚古集成館本館）や旧鹿児島紡績所技師館（異人館）などをはじめ、九州・山口と関連地域（8県11市）にある構成資産を世界文化遺産として、さらに、世界的に重要な価値を持つ地形・生態系・自然環境等を有する奄美・琉球を世界自然遺産として、それぞれ登録に向けた取組も行っています。

鹿児島県は、南北600kmの県土に、豊かな自然や個性ある歴史・文化、多様な食材など、誇れる「本物の素材」が豊富にあります。

県としては、今後とも、様々な機会を捉えて、県内外に、鹿児島県の取組や多彩な魅力を積極的に情報発信してまいりますので、貴県人会におかれましても、ふるさと鹿児島のために、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会の御発展と、皆様御健勝・御活躍を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



県の木 クスノキ

鹿児島県と歴史的につながりの深い樹木で、県内に広く群生しており、特に樹齢1,500年といわれる始良市や志布志市の大クスは有名です。

(昭和45年指定)



県の鳥 ルリカケス

奄美大島・加計呂麻島・請島のみで生息する、るり色の羽毛が美しいカラス科の非常に珍しい鳥で、国の天然記念物にも指定されています。

(昭和40年指定)



県の花 カイコウズ

南米原産で強烈な緑の葉と赤い花弁が鮮やかなコントラストをみせ、本県の気候や風土によくあって育ちやすく、いかにも南国的な感じの木です。

(昭和41年指定)



県の花 ミヤマキリシマ

九州に自生するツツジ科の花で、本県でも霧島山系一帯を中心に自生し、初夏の山々を鮮やかに彩ります。

(昭和29年指定)



祝 辞

鹿児島市東京事務所長

田中隆義

特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会の総会並びに懇親会が、ふるさと鹿児島に思いを寄せられる多くの会員の皆様多数ご出席のもと盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、かねてから郷土鹿児島の発展に対しまして各面から温かいご理解とご協力を賜っておりますことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、鹿児島市はこの4月1日に市制125周年を迎えました。11月1日には1市5町が合併した新生鹿児島市が10周年の節目となり、記念式典や市政が始まった明治22年からの本市の主な出来事を振り返るパネル展を開催いたします。私たちは、本市の発展を支えてきた先人の努力と功績に感謝するとともに、次の世代にしっかりと橋渡しができるよう、業務を行ってまいりたいと考えております。

また、本市では明治維新から150年（平成30年、2018年）を見据えて「明治維新150年カウントダウン事業」を実施しております。一昨年は生麦事件、昨年は薩英戦争、そして今年は薩摩藩の洋学校であった開成所をテーマに、その当時に思いを馳せながらシンポジウムの開催など各種PR事業を行っております。

今後とも、本市が有する桜島を中心とした自然、明治維新を始めとした歴史や文化、また魅力ある食などの国内外に誇れる地域資源を活かしながら、多くの方々に情報発信してまいり所存でございます。

皆様方におかれましても、今後とも郷土鹿児島の発展のため、更なるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、さいたま市鹿児島県人会の今後ますますのご発展と、本日お集まりの皆様のご健勝とご活躍を心からお祈りいたしまして、お祝いの言葉といたします。

桜島



鹿児島のシンボル・桜島は鹿児島市からわずか4kmの海上にあり、標高1,117m、周囲約52km。今も噴煙を上げている世界的な火山です。最近の大きな噴火は大正3年のもので、この時に大隅半島と地続きになりました。

仙巖園



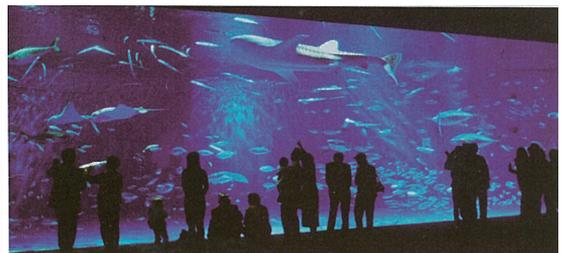
仙巖園は、第2代藩主（第19代当主）島津光久公が別邸として作った、桜島と錦江湾を借景にした5万㎡の雄大な庭園で、国の名勝文化財にも指定されています。

平川動物園



九州で唯一コアラに会える自然動物公園。豊かな自然をそのまま活かした32万㎡の広大な敷地内には、ホワイトタイガー、レッサーパンダなど珍しい動物を含め、約140種、1,000点の動物が生活しています。

いおワールドがごしま水族館



全国屈指のスケールを誇る水族館。500種3万点の生きものを展示。世界最大の魚ジンベエザメが泳ぐ黒潮大水槽は圧巻です。観客参加型の「いるかの時間」やラッコ、デンキウナギの食事解説等、毎日のイベントも充実。

平成27年度事業計画書

特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会

1 事業実施の方針

私たちの設立趣旨である、鹿児島にゆかりのさいたま市在住の方とさいたま市民との相互の交流をはかり、もって地域社会との連携ならびに文化を振興することを目的としており、そのための交流会や研修会に関する事業を行う。

設立二年目にあたり、法人の理念に賛同してもらえ方を増やし、それに伴い。初年度に続き事業を円滑に実施する中で法人としての活動も拡大していく。

2 事業の実施に関する事項（平成27年4月1日～平成28年3月1日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
鹿児島県とさいたま市に関する情報の収集およびその公開と発信	ホームページ等を利用した情報の発信	随時	法人事務所	1人	不特定多数	5
	Uターン、Iターンに関する各種情報の提供	随時	法人事務所	2人	相談希望者	年に50人
会員ならびに地域社会との交流とそれらに対する研修	安納芋のチャリティ販売	2回	市内	10人	不特定多数	205
	鹿児島県に関する講演会やフォーラムの開催	1回	市内	5人	さいたま市民	50人
	交流会の開催	1回	市内	20人	会員さいたま市民	70人
青少年を対象とした相互交流事業	種子島の自然を通じたひきこもりの人たちの社会復帰支援	1回	種子島	2人	さいたま市民	5人
	青少年の相互ホームステイ(さいたま市民)	1回	鹿児島県	2人	さいたま市民	5人
	示現流等を通じたスポーツ交流	2回	市内	3人	さいたま市民	10人×2
県内外の鹿児島県人会とのネットワークの推進	埼玉県鹿児島県人会との交流会の開催	1回	市内	2人	鹿児島に縁のある不特定多数	0
	関東鹿児島県人会連合会との交流会の開催	1回	都内	2人	鹿児島に縁のある不特定多数	0

NPOさいたま市鹿児島県人会 役員一覧

顧問	さいたま市長	清水 勇人	理事	西 良純
〃	元衆議院議員総務副大臣	今井 宏	〃	林家 種平
〃	弁護士	荒川 岩雄	〃	森 勝幸
〃	埼玉県鹿児島県人会名誉会長	新徳 盛史	〃	稲村 浩子
〃	女子美術大学顧問	鳴川 洋一	〃	小野寺 安子
相談役	清水 源也		〃	下園 典子
参与	関東屋久島会会長	岩川 尚美	〃	中迎 聡
理事長	竹之内 康一		〃	赤井田 直幸
副理事長	南 健蔵		〃	吉竹 直行
〃	川畑 正邦		監事	安田 昭夫
理事	岩元 定幸		〃	岩崎 和泉
〃	利根川 仁		事務局長	赤井田 裕樹



理事 岩元定幸

この度理事に任命されました岩元定幸です。

私は大隅半島の南に位置する錦江町（旧大根占町）の出身です。

さいたま市大宮区に在住していますが、仕事の関係で駐在していた台湾から帰国した1994年（平成6年）からここに住んでいます。歴史のある氷川神社や近代的なさいたまスーパーアリーナなど新旧織り交ざったこの町が第二の故郷になっています。

町内会の民様にもたいへん親しくして頂いておりますが、そのさいたま市と鹿児島との絆がますます深くなるように活動していきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



理事 中迎 聡

このたび特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会の幹事長をつとめさせていただくこととなりました。いただいたこの鹿児島とさいたま市のご縁を大事にして、皆様のお役に立てるよう竹之内会長のもとで頑張ってまいります。



理事 西 良純

理事に就任致しました、西で御座います。

NPO活動に対する理解を広める為、会員の皆様方には御負担をお掛けする事が多いかと思っておりますがさいたま市民と共に公益的な活動を行う団体を目指したいと思っておりますので宜しくお願い致します。



理事 下園 典子

この度、編集担当という事で理事を仰せ付けられました下園典子でございます。

南さつま市出身で千代田区飯田橋で印刷関連業を営んでおります。

10年前に亡くなりました夫のふるさと想いを引き継いで、7つの同窓会関係の事務局をお預かりしております。

NPOさいたま市鹿児島県人会の皆様のパワーをいただきながら微力ではございますが、できることで、お役に立てるよう努力して参る所存でございます。どうぞよろしくご指導下さいませ。



見沼用水路沿いの藤



理事 稲村 浩子

この度、理事に任命されました稲村浩子です。

私は鹿児島市五平町の出身です。

生まれ育ったふるさとを離れ、かれこれ40年。今は第2のふるさととして埼玉の見沼区に定住して居ります。若い方の入会を希望し、パワーをもらいながらお手伝いが出来ればと思っておりますので宜しくお願い致します。



理事 小野寺寿安子

薩摩の国の先達の足跡に、とても誇りを感じています。

この会に携わることも、きっと意味が深いのでしょう。これから多くの方々と共感できる機会を得たと、嬉しく思います。



理事 赤井田 直幸

私は屋久島の生まれです。

小さい時に東京へ移住し千葉、京都、北海道を経て埼玉へ定住しました。

いろんな文化に触れてきた私だからこそ知ってる鹿児島の魅力というものを発信していけたらと思います。

若輩者ではありますがよろしくお願ひします。



事務局長 赤井田裕樹

皆様には、日頃より当会にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。幅広い世代の方々と交流し故郷鹿児島と地元さいたま市の為に尽力させていただく所存です。入会希望の方のご連絡をお待ちしております！



見沼用水路沿いの桜



市民の森（春）

特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島にゆかりのさいたま市在住の方と、さいたま市民相互の交流をはかり、交流会や研修会に関する事業を行うことにより、もって地域社会との連携ならびに文化を振興することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
2. 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
 - ① 鹿児島県とさいたま市に関する情報の収集およびその公開と発信
 - ② 会員ならびに地域社会との交流とそれらに対する研修
 - ③ 県内外の鹿児島県人会とのネットワークの推進
 - ④ 青少年を対象とした相互交流事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めな

い。

2. 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき。
 - (3) 除名されたとき。
 - (4) 退会の申出があったとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人から15人まで
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定

める。

- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第24条、第25条第2項、第27条第1項第3号、第50条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 3 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及びその結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 理事会の議決事項は、第31条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名
(書面等表決者については、その旨を明記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、次の1種とする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第52条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の

規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第54条 この法人の公告は官報により行う。

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、この定款の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員
会費 年額 3,000円
 - (2) 賛助会員
会費 年額 10,000円
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

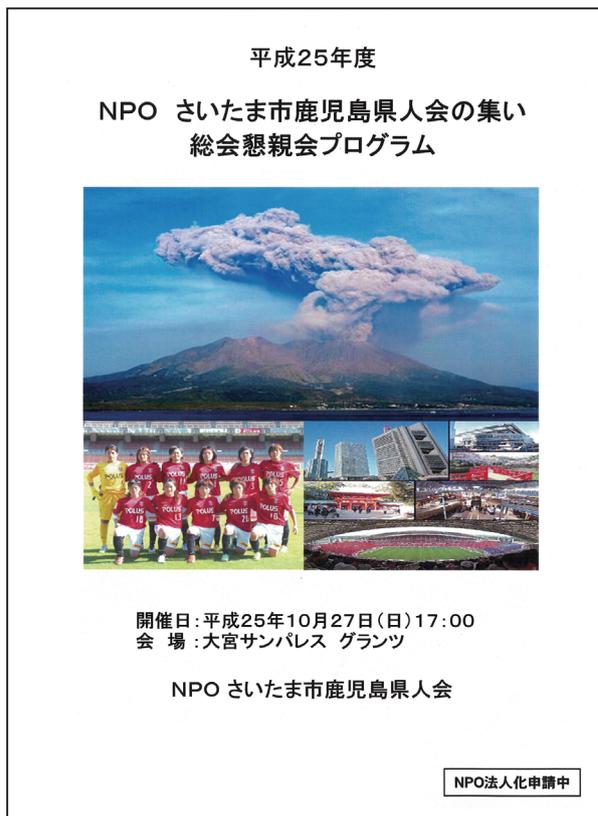
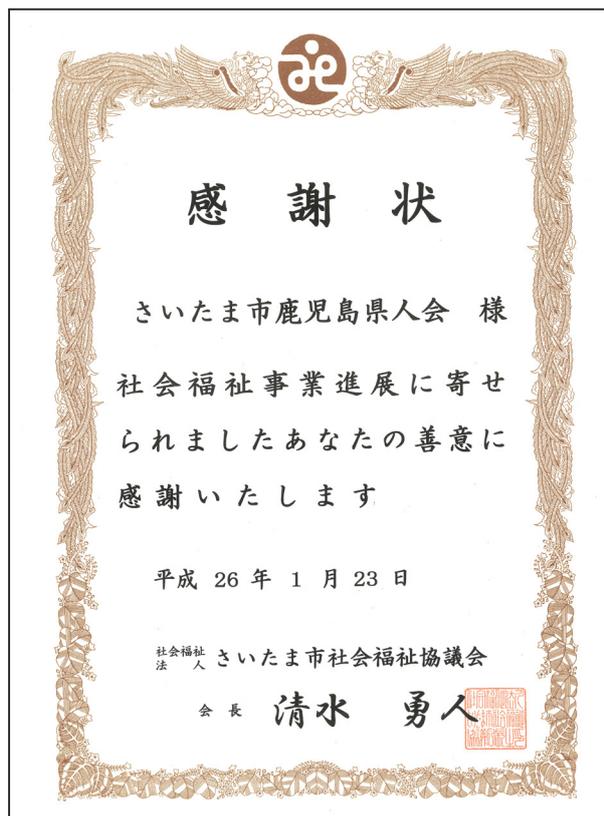
理事長	竹之内 康一
副理事長	南 健蔵
副理事長	川畑 正邦
理事	中迎 聡
理事	稲村 浩子
理事	赤井田 直幸
理事	吉竹 直行
理事	西 良純
理事	小野寺 安子
理事	下園 典子
監事	岩崎 和泉
監事	安田 昭夫
- 6 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年6月30日とする。

2014年

10月25日 第1回総会 大宮パレスホテル

会員・来賓含め77人が参加し総会・懇親会が行われました。

ヴァイオリンの生演奏や落語、格闘技の演舞、おはら節など芸能も多彩な盛りだくさんな会となりました。



2015年

1月2日 高校サッカー 鹿児島代表応援ツアー 大宮 NACK 5 スタジアム

埼玉県鹿児島県人会にもよびかけ十数人があつまり、寒空の下石川星陵高校との熱戦を応援しました。

1月7日～9日 種子島産安納芋チャリティ販売会 浦和競馬場

昨年度に引き続き浦和競馬場にて3日間焼き芋と生芋を販売しました。

新聞やTVでも取り上げられ、多くの方に鹿児島の特産品をアピールすることが出来ました。

売り上げは昨年同様さいたま市に寄付されます。



高校サッカー
鹿児島代表応援ツアー



安納芋の販売会 きょうまで開催

浦和競馬場

9日まで開催中の「2014年度第10回浦和競馬」で、鹿児島県種子島特産のサツマイモの安納芋のチャリティー販売会(主催・NPO法人さいたま市鹿児島県人会、協賛・関東種子島会)が、競馬場正門広場で行われている。

昨年、同県人会会長で種子島出身の竹之内康一・県馬主会会長が「いろいろなイベントを通して鹿児島と埼玉の交流を深められれば」と提案し、安納芋販売会を行った。今年も種子島・西之表市安納地区

から350gを取り寄せた。焼きイモ大が1本200円、同小が150円、生イモは4本500円で販売。売上げ金はすべてさいたま市社会福祉協議会に寄付される。

同県人会の竹之内会長は「潮風と土壌に恵まれた西之表産の安納芋は糖度が高く、しつとりとした口当たり。本場の安納芋を食べて鹿児島の良いところを知ってもらい、機会があれば自然豊かな種子島に遊びに来てほしい」と話していた。(土沢貴弘)



「本場の安納芋をぜひ一度「賞味」とPRするNPO法人さいたま市鹿児島県人会、関東種子島会のメンバー」さいたま市南区の浦和競馬場



安納芋チャリティー販売会

2年連続感謝状をいただく

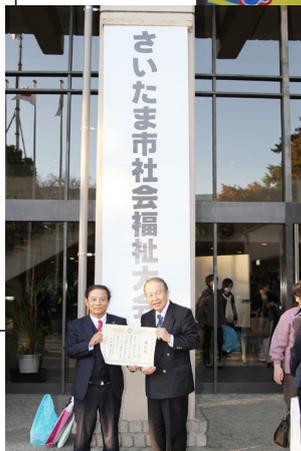
感謝状

NPO法人さいたま市鹿児島県人会
理事長 竹之内 康一 様
社会福祉事業進展に寄せられましたあなたの善意に感謝いたします

平成 27 年 1 月 21 日

社会福祉 さいたま市社会福祉協議会

会長 清水 勇人



祝 西郷隆盛生誕祭(187才)

平成26年(2月7日)
場所: 上野公園西郷銅像前

主催: 西郷隆盛に学ぶ「歌天楽人」フォーラム21 | <http://www.kotenak@fb.com>
 後援: (株)南日本新聞社(鹿児島) | (公財)西郷南州顕彰会(鹿児島市)
 KVT鹿児島放送テレビ(鹿児島) | 和泊西郷南州顕彰会(沖永良部島)
 株式会社 鹿児島放送(鹿児島) | 西郷隆盛歌天楽人の会(東京)
 (株)南日本放送(鹿児島) | (一社) 薩摩士魂の会(東京)

1月20日 講演会及び新年交流会

西郷隆盛の教えについて内弘志講師に講演いただきました。

敬天愛人の教え

道は天地自然のものにして、人はこれを行ふものなれば、天を敬するを目的とす。天を敬い人を愛し、天を識り己を尽くし、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ねべし。

即ち天とは宇宙を含め、天地自然の道であり、人の道でもある。

故に天地自然を敬うは天意である。

天は人も我も、同一に愛し給うゆえ
我を愛する心を以て人を愛するなり。

この道は総てに通じ、幾多の辛酸を歴て、近代日本の礎に身を挺した、西郷隆盛の教えである

西郷隆盛に学ぶ

「敬天愛人」フォーラム二十一



牢屋



座敷牢で島の子供たちに学問を教える



講演の後 新年交流会

NPO さいたま市鹿児島県人会

第1回総会：平成26年10月25日 パレスホテル







埼玉県鹿児島県人会



会 長 中 島 治 三 郎

幹 事 長 関 屋 一 馬

事務局長 谷 山 啓 一

【事務局】 〒359-0023 所沢市東所沢和田 1-30-3-301

日昇製糖

鹿児島県西之表市
現和 3305-2

代表者 中村健次

TEL 0997-25-0079

FAX 0997-25-1101



漬物製造卸業
かんぼし屋 しまづうめ 島津梅 本舗
水溜食品株式会社
代表取締役社長

水溜致典

鹿児島県南さつま市金峰町宮崎 2940

TEL (0993) 77-0108

FAX (0993) 77-1423

E-mail: info@satsuma-kanboshiya.com

http://www.synapse.ne.jp/simazuume

携帯電話 090-1516-4162

携帯メール kanboshiya@ezweb.ne.jp

関東種子島会

会長 桑山 貢

事務局長 竹之内 康一

〒 340-0815 埼玉県八潮市八潮 2-24-13

TEL 048-995-4125

関東屋久島会

会長 岩川 尚美

〒 341-0002 埼玉県三郷市彦音 1-57-5

TEL 048-957-8976

理事 中迎 聡

自宅 〒166-0002
東京都杉並区高円寺北
三四一-141-01
携帯 〇八〇-3252-7461

副理事長 川畑 正邦

自宅 〒336-0034
さいたま市南区内谷六九二八
TEL 〇四八-八六四-三六五二
E-mail kwbi-m@com.home.ne.jp

副理事長 南 健蔵

勤務先 〒104-0081
東京都中央区銀座六三二-1 西銀座ビル6F
TEL&FAX 〇三三-五七四-〇七〇四
携帯 〇九〇-四四三-四一〇四
有会社ホームセラー三坪(ローマーナ)

理事長 竹之内 康一

勤務先 〒340-0815
埼玉県八潮市八潮二二四-1-13
TEL 〇四八-九九五-四一二五
FAX 〇四八-九九五-六四八三
株式会社竹之内工務店 代表取締役
携帯 〇九〇-二六四七-二二二九

理事 西 良純

自宅 〒330-0852
さいたま市大宮区大成町一五五八-四〇
TEL 〇四八-六六五-二二五七
携帯 〇九〇-七一九-二八七五〇

理事 吉竹 直行

自宅 〒331-0061
さいたま市西区西遊馬四五六一-二
TEL 〇四八-六五一-二五一六
携帯 〇八〇-五五四九-六一八二

理事 稲村 浩子

自宅 〒337-0000
さいたま市見沼区東宮下五三三-九八
携帯 〇九〇-二三二-五〇五〇二

理事 赤井田 直幸

勤務先 〒339-0036
埼玉県さいたま市岩槻区横根一〇九〇
TEL 〇四八-七九一-七三七一
FAX 〇四八-七九一-七三七二
株式会社竹之内工務店 工事部長
携帯 〇九〇-七八二-九九七八

理事 岩元 定幸

自宅 〒330-0834
さいたま市大宮区天沼町二一〇-一五-二
TEL 〇九〇-八五八一-一九五五
E-mail myes-iwanoto@com.home.ne.jp

理事 利根川 仁

自宅 〒362-0022
上尾市瓦葺二二二-九三一-〇三
TEL 〇四八-七二二-二三八六
携帯 〇九〇-三一〇-二三九七四

理事 林家 種平

理事 小野寺 安子

自宅 〒337-0000
さいたま市見沼区東宮下六五四-二九
携帯 〇九〇-三二〇-八一-一三二

事務局長 赤井田 裕樹

勤務先 〒339-0036
埼玉県さいたま市岩槻区横根一〇九〇
TEL 〇四八-七九一-七三七一
FAX 〇四八-七九一-七三七二
株式会社竹之内工務店 常務取締役
携帯 〇九〇-四七三-〇八五一六

監事 安田 昭夫

自宅 〒338-0826
さいたま市桜区大久保領家五九一-二一
TEL&FAX 〇四八-八五三-〇四八〇

監事 岩崎 和泉

自宅 〒186-0003
東京都国立市富士見台四一四-1-13 〇四
TEL 〇三六-四五七-八二九四

理事 下園 典子

自宅 〒102-0072
東京都千代田区飯田橋二四一-1-3 〇二

カニ
養殖事業



バナナ農園

株式会社 島のタカラ

〒891-3606

鹿児島県熊毛郡中種子町字新田6260-1

電話 **0997-27-8308**

代表取締役 森 勝幸

(関東鹿児島県人会連合会観光物産副委員長)

取締役 竹之内 康一

(関東鹿児島県人会連合会大会運営委員長)



(株)竹之内工務店

代表取締役 竹之内 康一 (関東鹿児島県人会連合会大会運営委員長)



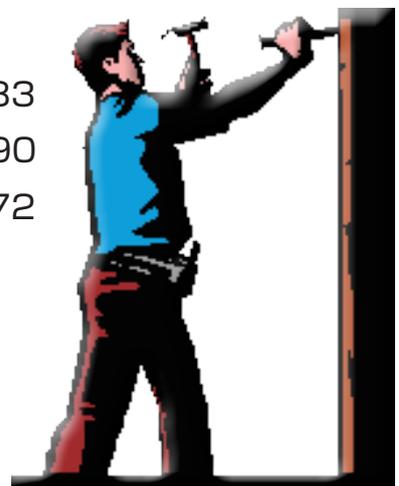
型枠大工募集!

マンション工事

グループ歓迎 見習い大歓迎

鹿児島出身者活躍中!!

本社 〒340-0815 埼玉県八潮市八潮 2-24-13
TEL 048-995-4125 FAX 048-995-6483
営業所 〒339-0036 埼玉県さいたま市岩槻区横根 1090
TEL 048-791-7371 FAX 048-791-7372
担当者 常務取締役 赤井田 裕樹
(関東鹿児島県人会連合会財務副委員長)





鹿児島県三大祭り、11月3日開催

曾於市弥五郎どん祭り

曾於市大隅町岩川八幡神社、鹿児島県無形民俗文化財
国文化財指定へ向け文化庁へ申請中

応援企業 “タイルに血を通わせる”

株式会社 ウエノ

〒158-0097 東京都世田谷区用賀4-31-20

取締役会長 上野 恭夫

TEL 03-5491-7722 FAX 03-5491-7736

関東鹿児島県人会連合会

平成27年賀詞交歓会を2月7日（土）に東京プリンスホテルにて開催致しました。各界のご来賓及び会員で約400名の参加で盛大に開催出来ました。御礼申し上げます。

連合会役員一覧（平成27年1月現在）

名誉会長	久木野利光					
会長	内門大行					
副会長	上野泰夫	加治屋勇二	大平政弘	朝倉正昭	森 眞一	
	古木謙三	新徳盛史	尾郷良幸	千葉法子	宮地正治	
	松葉口忠雄					
監事	西 厚夫	菌田俊和				
会計	平山徳廣	東郷實元				
幹事長	坂元隆也					
事務局長	小山猛	事務局 鈴木なち子				
副幹事長	小村勝	岩元定幸	桑山貢	岩川尚美	下京田暁	花岡正美
	前田義美	秋元武明	南 健蔵	年永天一	東園盛男	吉田知未



東京プリンスホテル 2階プロビデンスホールに於いて開催しました。

「事務局」 〒171-0033 東京都豊島区高田 3-18-11 シルヴァー高田馬場ビル4F
(株)キーバインド内

関東鹿児島県人会連合会

電話 03-3982-8655 F A X 03-3982-8656

URL [HTTP://www.kagoshimakenjinkai.ne.jp](http://www.kagoshimakenjinkai.ne.jp)

事務局メール(info@kagoshimakenjinkai.ne.jp)

豊富な経験と実績で高い品質の組版を実現する

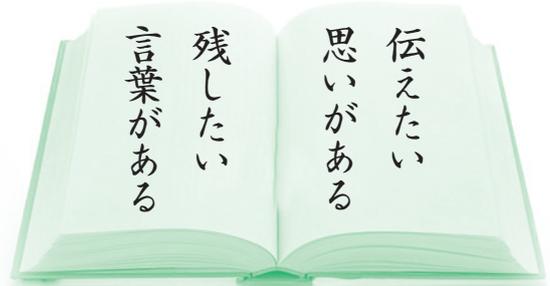
小社は学校の教材や書籍、チラシなど印刷物全般を専門に、千代田区で創業48年、本作りの専門会社です。自社で入力から製本まで一括で出来るからこそ、安価でご提供させて頂いております。

必見

何を創るかはおまかせします。
どのように造るかをお手伝いします。

企画編集から製本まで自費出版大歓迎!!
なんでもご相談下さい!

本を作りにませんか



大切な人にあなたの言葉を伝えませんか。
言葉では伝えられない思いを本にしませんか。
本は永遠にあなたの思いを伝え続けます。

知的創造

源泉混混として、
昼夜を舍かず。
科に^{あな}盈^みちて
面^{しか}る後に^進み、
四海^{しかい}に^{いた}る。
(「孟子」離婁下より)

企画編集から製本まで 自費出版大歓迎!! カラー名刺・絵ハガキ・封筒・
ポスター・横断幕 小部数でも安価でできます ご相談下さい

Eishin

株式会社

えい しん しゃ
盈進社

代表取締役社長 下園典子

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-3-2 三信ビル

TEL 03-3262-3471(代) FAX 03-5210-7226

URL : www.eishinsya.co.jp Eメール : info@eishinsya.co.jp

新登場

KURO SHIRANAMI

黒白波

薩摩焼酎



ほの甘く、
香り立つ。

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁止されています。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。お酒は適量を。 薩摩酒造株式会社

第2回特定非営利活動法人さいたま市鹿児島県人会総会のお知らせ

日程 平成27年10月12日(祝日)

会場 浦和ワシントンホテル

当会はさいたま市や鹿児島県にゆかりのある方を中心に様々な交流活動をしていきたいと考えております。皆様の御理解、御協力をお願いします。

会員の方にはイベントの御案内いたしますので、会員希望の方は下記申込書に記入の上、事務局までFAXをお願いします。

入会申込書

御名前	
御住所	
Email	
御電話番号	
御出身地	

年会費 正会員 3,000円 賛助会員 10,000円 ★同封の振替払込票にてお振り込み下さい。

事務局 さいたま市岩槻区横根 1090 (竹之内工務店内)

TEL 048-791-7371 FAX 048-791-7372



渋谷で鹿児島を味わう

鹿児島・九州
郷土料理居酒屋

「おいどん渋谷店」



各学校・出身地同窓会冊子
続々作成中!

おびやっただもんせ! 渋谷に鹿児島が上陸!



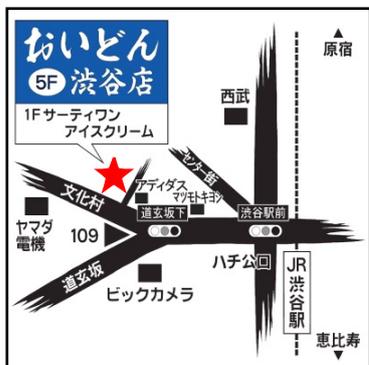
個室・半個室から80名様まで可能な大宴会場完備!!

ふるさと会、同窓会、各種ご宴会でご利用下さい

マイク設備・プロジェクター完備! (※貸切利用の場合のみ使用出来ます。)

鹿児島・九州 郷土料理居酒屋 **おいどん渋谷店**

TEL. **03-3477-1491**



渋谷区宇田川町26-2
サンルイビル5F
(1F サーティワンアイスクリーム)
JR・京王・東急・地下鉄各線
渋谷駅徒歩2分
(渋谷109向い)

オール・ミッキー・ジャパン(株)

代表取締役 **原口悟郎** (霧島市横川町出身)

首都圏霧島市ふるさと会 会長
関東よっがわ会 名誉会長
渋谷区鹿児島県人会 幹事長



《グループ店舗》

<http://oidon.cc>



おいどん麻布店 TEL.03-3589-0208

港区麻布台1-11-7-2F・3F【日比谷線神谷町駅3分】

おいどん西新宿店 TEL.03-3320-7071

新宿区西新宿5-10-13【大江戸線西新宿5丁目駅1分】

おいどん不動前店 TEL.03-3493-1288

品川区西五反田4-30-9-B1【東急目黒線不動前駅すぐ】

市川おいどん TEL.047-329-1505

千葉県市川市真間1-16-9【JR市川駅8分・京成市川真間駅2分】

コスタ・デル・ソル TEL.03-3464-4067

渋谷区道玄坂2-10-12-B1【JRその他各線渋谷駅5分】

ランチ営業中!

渋谷店・不動前店・市川店はランチ営業しております

悠久の歴史と
大自然の中で
育まれた
本物の素材



鹿児島大自然の中で育まれた
安全・安心な鹿児島黒牛
鹿児島黒豚・黒さつま鶏、厳選された
鹿児島ブランドをここ銀座にて
存分にお楽しみ下さい

鹿児島華蓮

KAGOSHIMA KAREN

鹿児島黒牛・黒豚

鉄板焼・せいろ蒸し・しゃぶしゃぶ

銀座店

GINZA

東京都中央区銀座8-8-8銀座888ビル9階

TEL.03-3572-3153

営業時間のご案内

【ランチ】11:30~14:00 (LO 13:30)

【ディナー】17:30~22:30 (LO 21:30)

JA鹿児島県経済連直営

<http://www.karen-ja.com>

